

仕様書

第1 件名

「武蔵野の森発 サステイナブル観光（仮称）」事業実施委託

第2 目的

ラグビーワールドカップ 2019TM日本大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる武蔵野の森（調布市）の近辺には、多摩川や野川、国分寺崖線（ハケ）により、豊かな水と緑の回廊が形成されている。また、近隣市には名所や旧跡、大規模都立公園が数多く存在し、多摩川をはさんだ稲城市は複数の温泉も有する。このように武蔵野の森周辺地域には日本人のみならず外国人にもアピール度の高いスポットが数多くあり、各自治体の市境をまたいだ広域的な観光ルートの醸成には、高い効果が見込まれる。

本事業は、上記2大会に向けてスポーツ気運が高まる中、地域住民や来訪者がスポーツ観戦のみならず自らが健康的な活動をしながら地域を周遊し、観光を楽しむプログラムの創出を目的とする。サステイナブル観光とは、今ある地域資源を大切にし、環境にも配慮した持続的な観光活動を意味する。

なお、本事業は、一般社団法人武蔵野コッツウォルズ（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年3月20日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～9月	全体計画作成、道路及び地域状況調査
10月	周遊マップ（暫定版）制作、モニターツアー企画及び広報
11月～12月	モニターツアー実施
1月	モニターツアーの検証及び分析
2月～3月	周遊マップ（完成版）制作、全体総括及び報告書作成

第6 委託内容

1 協議会の運営支援

本事業の実施に当たっては、企画提案者と調布市、府中市、三鷹市、小金井市、武蔵野市及び稲城市（以下「6市」という。）を中心とした本事業の各関係者からなる協議会を立ち上げ、検討会を開催すること。実施回数は年間5回程度を予定している。受託者は、検討会開催の都度、東京観光財団及び企画提案者と協議のうえ必要な資料を作成すること。なお、検討会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 推奨コースの調査・選定

ウォーキング、ランニング及びサイクリングの各種アクティビティをしながら観光資源を周遊できるコースを、以下の(1)～(6)を踏まえて合計9コース設定する。

- (1) 設定に先立ち、安全で各種活動に適した道、休憩スポット、トイレ、街路樹、施設、店舗等の調査を行う。
- (2) 各種アクティビティごとに3コース、合計9コースを設定する。
- (3) 以下の推奨コース想定例を参考とし、すべてのコースが複数の自治体をまたぐものとする。また、各種アクティビティごとに6市をコース内に含まれることが望ましい。
- (4) 各種アクティビティの3つのコースのうち、1コースは武蔵野の森(調布市)から出発するものとする。
- (5) 一般客に未だあまり知られていない観光資源を盛り込む観点も含めてコースを設定すること。
- (6) 当該推奨コースについてはモニターツアーにて検証を行うため、後述4にも留意して選定すること。

【推奨コース想定例】

<ウォーキングコース>

- ・深大寺や都立神代植物公園を目指すウォーキングコース

武蔵野の森総合スポーツプラザ(調布市) → 都立武蔵野の森公園(府中・調布市) → 国立天文台(三鷹市) → 深大寺 → 都立神代植物公園(調布市)
(距離:約3キロ/時間:約1時間/消費カロリー:約200kcal)

- ・都立武蔵野の森公園(府中・調布市)を目指すウォーキングコース

武蔵小金井駅(小金井市) → 都立武蔵野公園(府中・小金井市) → 野川遊歩道 → 都立野川公園・自然観察園 → 大沢の里水車経営農家(三鷹市) → 都立武蔵野の森公園(調布飛行場)
(距離:約6キロ/時間:約2時間/消費カロリー:約400kcal)

<ランニングコース>

- ・サントリービール工場を目指すランニングコース

武蔵野の森総合スポーツプラザ(調布市) → 多摩川サイクリングロード(左岸) → 府中市郷土の森公園 → 大東京総合卸売センター → サントリー武蔵野ブルワリー(府中市)
(距離:約8キロ/時間:約1時間/消費カロリー:約400kcal)

- ・稲城の温泉を目指すランニングコース

大國魂神社(府中市) → 高安寺 → 多摩川サイクリングロード(左岸) → 稲城大橋 → 多摩サイ(右岸) → 大丸用水遊歩道 → 稲城ペアテラス → 稲城市の温泉施設
(距離:約12キロ/時間:約1時間30分/消費カロリー:約700kcal)

<サイクリングコース>

- ・ジブリの世界をめぐるサイクリングコース

武蔵野の森総合スポーツプラザ(調布市) → 野川遊歩道(サイクリングロード) → はけの森美術館(小金井市) → 江戸東京たてももの園 → 多摩湖自転車道 → 都立井の頭恩賜公園(武蔵野市) → 三鷹の森ジブリ美術館(三鷹市)

(距離：約 16 キロ／時間：約 2 時間／消費カロリー：約 400 k cal)

・ 寺社仏閣めぐりサイクリングコース

月窓寺（武蔵野市） → 井の頭弁財天（都立井の頭恩賜公園） → 禅林寺（三鷹市） →
深大寺 → 青渭神社 → 祇園寺 → 布多天神社（調布市）

(距離：約 16 キロ／時間：約 2 時間／消費カロリー：約 400 k cal)

3 周遊マップ制作

2 で選定し協議会及び TCVB の承認を受けたコースについて、周遊マップを制作する。その際、以下の点に留意すること。なお、周遊マップの内容は、企画提案者および TCVB と協議の上決定すること。

- (1) 周遊マップは紙版及び電子版を作成すること。また、それぞれにつき日本語版及び英語版を作成すること。
- (2) 周遊マップのパターン数、大きさ、折り方、紙質等の規格は受託者の提案による。ただし、利用者が出発点を変えた場合でも活用できるものとする。また、紙版は運動時の持ち運びに配慮したものとする。
- (3) 6 市を俯瞰、連続してみることができる広域マップとすること。また、2 で調査した周辺の観光施設や店舗、施設、交通アクセス等も掲載すること。(4) 電子版は紙版の単純な置き換えではなく、ウェブ上で閲覧者が情報を整理して見ることができるよう組み立てること（例：全体地図とコース紹介→コースを選ぶ→選択したコースが表示される）。また、プリントアウトして紙媒体としても使用できるようにすること。
- (4) 周遊マップは、4 のモニターツアー実施前に暫定版を制作し、モニターツアー実施後、その内容を踏まえ改訂した上、完成版を制作する。
- (5) 紙版の制作部数は暫定版を各 250 部程度、完成版を各 250 部程度とする。
- (6) 周遊マップの納品および配布先は企画提案者及び TCVB と協議の上決定すること。
- (7) 「第 2 目的」を踏まえ、周遊マップの名称を提案すること。最終的には、企画提案者及び TCVB と協議の上決定すること。

4 モニターツアーの実施

2 で設定したコース及び 3 で制作した周遊マップ（暫定版）をもとに、モニターツアーを実施する。モニターツアーの内容は以下の点を踏まえ、企画提案者および TCVB と協議の上決定すること。

(1) 概要

実施時期：平成 30 年 11 月～12 月

実施回数：9 回（2 で設定した 9 コース）ただし、複数コース同日開催も可とする。

催行人数：ウォーキングコース（3 回） 各 20 名程度

ランニングコース（3 回） 各 15 名程度

サイクリングコース（3 回） 各 10 名程度

(2) 留意事項

ア 参加者募集のためのチラシ、ポスター、SNS 等を日本語及び英語で制作し、効果的な広報を行うこと。なお、広報場所は企画提案者及び TCVB と協議の上決定する。

6 報告書類の提出

受託者は、1から4の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。なお、作成の際は次年度以降の事業計画に際して参考となる内容も含むこと。

(1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

ア 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

イ 推奨コースの調査・選定

ウ 周遊マップ制作

エ モニターツアーの実施

オ アンケート結果

カ 広報・PR媒体の制作

キ 事業の成果

ク 今後の課題

ケ 今後の展開

コ 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80以上） 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2018の印刷物における水準1を満たすこと。

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVBと協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

ア 現状・課題

イ 実施内容

ウ 成果

エ 課題

オ 今後の課題

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色 ：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1を満たすこと。

第7 納入物件

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「武蔵野の森発 サステイナブル観光（仮称）」ツールブック | 10部 |
| 4 周遊マップ | 各250部 |
| 5 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 7 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその

責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。

- 4 受託者は、平成 30 年 8 月から平成 31 年 3 月までの間、毎月 1 回以上、TCVB に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVB と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第 9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第 10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。

- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。
不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

東京観光財団地域振興部事業課

谷口、荒木

東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階

電話（直通）03-5579-2682